富田林市子ども・子育て支援事業計画〈業務運営計画〉(案)

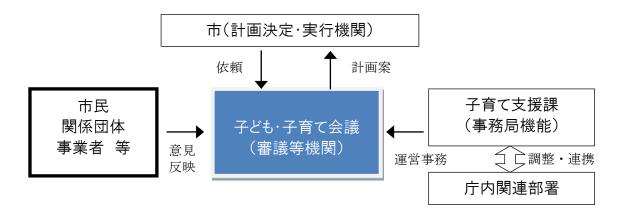
平成25年9月20日第1回会議資料

1 計画の要旨

- 市は、子ども・子育て支援法(平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号)第 61 条の規定に基づき、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)を策定する。
- 本計画は、子ども・子育て関連 3 法及び国の基本指針に即し、教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業の提供体制の確保及び子ども・子育て支援業務の円滑な実施に関する計画と する。
- 市次世代育成支援行動計画(後期計画)が平成26年度に完了年度を迎えるため、同計画の内容を精査し、本計画に包含する。
- 市における本計画の位置付けは、市総合計画の分野計画であり、関連する市の保健・医療・ 福祉・教育分野の計画及び方針との整合を図ったものとする。
- 計画期間は、平成27年度~31年度の5年間とする。
- なお、計画策定と並行して、平成26年度中に市で条例整備が義務付けられている。

2 計画の策定体制

- 富田林市は、子ども・子育て会議の意見を踏まえ、計画を決定する。
- 子ども・子育て会議は、市の依頼を受けて計画案を策定するとともに、施設利用定員の設定 のほか、計画の推進にかかる調査及び審議を行う。運営事務は担当課が行う。
- 計画案策定及び事業実施にあたっては、市民(保護者等)、関係団体、事業者等の関係者から の意見を聴くものとする。



3 計画策定にかかるスケジュール

(1)全体スケジュール

平成 24 年度

子ども子育て関連3法成立



平成 25 年度

○子ども・子育て会議の設置

○子育てに関するニーズ調査の実施

○教育・保育提供区域、ニーズ量見込み、供給体制の確保の 検討



平成 26 年度

○子ども・子育て支援事業計画の策定

○施設の認可、運営にかかる基準等に関する条例整備



平成 27 年度

新制度スタート

(2)子ども・子育て会議の開催スケジュール(予定)

H25 年度	開催時期	会議次第(予定)		
		1	委嘱状交付	
		2	会長・副会長の選任について	
第1回	平成 25 年	3	子ども・子育て会議の設置について	
- 第1四	9月20日	4	計画策定業務の進め方の検討(業務運営計画の内容検討)	
		5	ニーズ調査(案)の検討	
		6	その他 (次回の日程、連絡事項等)	
		1	開催・挨拶・前回までの協議内容確認	
第2回	平成 26 年	2	ニーズ調査の結果速報報告	
第 Δ 凹 	1月	3	子育て支援の現状についての意見交換	
		4	その他(次回日程、連絡事項等)	
		1	開催・挨拶・前回までの協議内容確認	
第3回	9 ⊟	2	教育・保育提供区域、ニーズ量、供給体制の検討	
	3 月	3	今後の子育て環境の重点課題の検討	
		4	その他(次回の日程、連絡事項等)	

H26 年度	開催時期	会議次第(予定)
		1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認
第4回 5月	5月	2 計画原案の検討
		3 その他 (次回の日程、連絡事項等)
		1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認
第5回	7月	2 計画(原案修正案)の検討
労り凹	1 / /	3 条例案の検討
		4 その他 (次回の日程、連絡事項等)
		1 開催・挨拶・前回までの協議内容確認
		2 計画中間案(再修正案)の検討~中間案決定
第6回	8月	3 条例案の検討
		4 パブリックコメント実施要項の検討
		5 その他(次回の日程、連絡事項等)
_	9月	パブリックコメント実施
		1 開催・挨拶・パブリックコメントの結果報告
第7回	11月	2 計画最終案の検討~計画案決定
男 (凹	11 月	3 条例案の検討~条例案決定
		4 その他 (今後の日程、連絡事項等)
_	平成 27 年 3 月	市で計画決定、市議会で条例議決
(第8回)	(3月)	(計画・条例の報告、今後の会議予定 等)

*会議資料は原則、事前配付とする。

(3)計画策定の作業工程

H25 年度	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3 月
子ども子育て会議		20 日第1回				第2回		第3回
1 保護者ニーズ調査		調査 票の 設計	準備実施	集計	結果まとめ			
2 現行施策の実績					平成 24年 度実績 まとめ			
3 今後の子育て環境の 重点課題						● 重点 課題の 抽出	•	
4 教育・保育提供区域、 ニーズ量、供給体制	;	※国ワーク	シート提示	寺期(年内)	_	●— 原案 検討	-	

H26 年度	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月
子ども子育て会議		第4回		第5回	第6回			第7回
5 サービス事業者調査	調査 内容の 検討	実施	結果まとめ					
6 計画案策定	原案立案		修正 案作 成		中間 案作 成		最終 案作 成	
7 パブリックコメント				準備	広報	実施		
8 条例案設計(市)				原案立案			修正 案作 成	

H26 年度			12月	1月	2月	3 月
子ども子育て会議						(第8 回)
9 計画·条例(市·議会)			計画· 条例 検討	計画· 条例 検討	計画· 条例 検討	決定

4 アンケート実施概要

①保護者ニーズ調査

	①就学前児童の保護者 2,750 人(抽出)				
対象者	②小学生児童の保護者 1,000 人(抽出)				
刈水伯	※居住地区、年齢(学年)を考慮して無作為抽出。				
	なお、1世帯に①と②が両方配付されないよう配慮する。				
実施方法	①は郵送配付・郵送回収				
美 胞刀伝	②は学校配付・郵送回収				
調査内容	後日、「調査票」を提示				
	• 11 月広報、市 HP において告知と協力依頼を掲載				
回答率向上の工夫	• 保育所、幼稚園、つどいの広場など関係者・団体から保護者				
(郵送の場合)	への協力を呼びかけ				

②サービス事業者調査

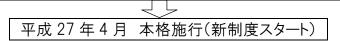
対象者	私学幼稚園、認可外施設など		
実施方法	直接ヒアリング		
調査内容	保育サービスの現状地域型保育等への参入や定員等の拡充意向今後の活動・運営への意向等		

5 子ども・子育て新制度の概要

(1)子ども・子育て新制度とは

子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律(子ども・子育て関連3法(平成24年8月22日公布))に基づく新たな制度を『子ども・子育て新制度』と呼んでいる。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律(上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正)



(参考)

	概要	主な内容
子	すべての子どもに良質な成	①子ども・子育て支援給付
ک ŧ	育環境を保障するため、子ど	・児童手当
子	も及び子育ての支援のための	・教育・保育給付(認定こども園、幼稚園、保育所を通じた
育て十	給付の創設、必要な財源に関	共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地
子ども・子育て支援法	する包括的かつ一元的な制度	域型保育給付)の創設)
法	の構築などの規定。	②特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者にかかる規定
	(子ども・子育て新制度の中	③市町村の地域子ども・子育て支援事業の実施
	心となる法律)	④市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定
		⑤市町村の子ども・子育て会議設置の努力義務
改認	幼保連携型認定こども園の	①法の目的規定改正(幼児期の教育及び保育が、生涯にわた
改正法認定にども園法の	認可・指導監督等を一本化し、	る人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記)
<u> </u>	学校及び児童福祉施設として	②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
園 法	法的な位置づけをもたせる。	③幼保連携型認定こども園の認可等の改正(設置主体は、国、
<u>の</u>	(二重行政の解消)	地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人。※株式会社等
部		の参入は不可)
整関	上記 2 法に伴い、関係法律	①児童福祉法など所要の改正
整関備係法	の規定の整備を行う。	②国の所管等に関する所要の改正
の		

(2)子ども・子育て新制度の目的

新制度は、<u>すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長</u>することができる社会の実現を目的にした取り組みである。



課題:親の働く状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが 望まれている。

新制度:質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供(認定こども園の普及)

「認定こども園」の設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を図る。 (認定こども園の主なメリット)

- 保護者が働いているいないにかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変化しても継続して利用できる。
- 地域の子育て世帯のために「子育て相談」「子育て広場」などの子育て支援を実施する。

課題:核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下している。

新制度:地域のニーズにあわせた子育て支援の一層の充実

すべての家庭を対象にした多様な子育て支援を充実させるため、国が財政支援を強化する。 (子育て支援の例)

- 子育て広場の設置数の増加
- 一時預かりの実施場所や受け入れ人数の増加
- 放課後児童クラブの増加(対象を小学校6年生まで拡大)

課題:都市部を中心に保育所に入れない待機児童が存在する。一方で、子どもの減少による保育 所の統廃合などで、遠くの施設の利用や利用を断念する実態がある(近くに保育の場が なくなった)。

新制度:待機児童解消のため、保育の受入れ人数を増やす(保育の量的拡大)

地域のニーズを踏まえ、市町村が認定こども園、保育所などを計画的に整備する。また、少人数の子どもを預かる保育ママ(家庭的保育)や小規模保育などの地域型保育(地域型保育給付の創設)により、受け入れられる子どもの人数を増やして待機児童の解消を計画的に進める。

新制度:子どもが減少傾向にある地域の保育を支援する(保育の量的拡大)

子どもが減少している地域において、地域型保育給付の創設による少人数保育の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確保する。また、地域型保育の拠点は認定こども園などと連携して保育内容の充実を図るとともに、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどとの併設により、地域の多様な保育ニーズに対応する。

<実施主体と財源>

新制度は住民に最も身近な市町村が、地域ニーズを把握し、地域に応じた子育て支援環境の充 実・整備を計画的に進める。

この取組の財源は、消費税率引き上げ(10%)による増収分のうち、7,000 億円程度が充てられる予定である。

(3)子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」は次のとおり。

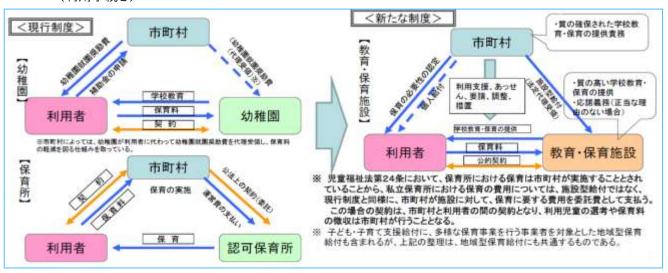
①子ども・子育て支援給付

ア 施設型給付

幼稚園	保育所	認定こども園				
施設型給付(保育所は委託費)						
● 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。● 支給認定を受け、施設を利用すると施設型給付が支払われる。● 施設は、保護者に支払われる施設型給付を法定代理受領する。						

● 保護者は、施設に利用者負担額を支払う。(保育所は市町村で徴収)

(利用手続き)

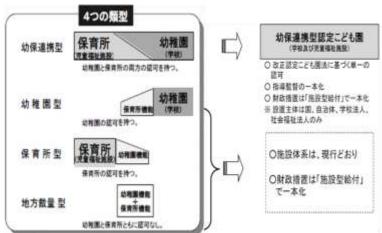


(幼稚園、保育所)

区 分	幼稚園	保育所
施設の性格 根 拠 法 目 的	学校学校教育法第22条幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長すること	● 児童福祉施設● 児童福祉法第39条● 日々の保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育する
対象児童 開設日数 保育時間 保育・教育内容	 満3歳から就学前の幼児 39週以上(春夏冬休みあり) 4時間を標準(預かり保育実施施設あり) 幼稚園教育要領(文部科学省告示) 	 ● 0歳から就学前の保育に欠ける児童 ● 約300日 ● 8時間を原則(延長保育あり) ● 保育所保育指針(厚生労働省告示)

(認定こども園)

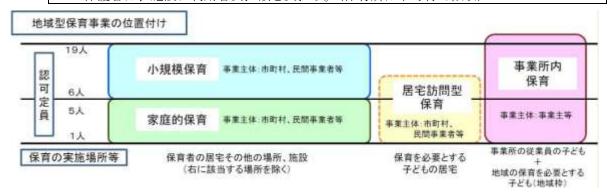




イ 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

- 市町村が保護者の申請を受けて支給認定を行う。
- 支給認定を受け、施設を利用すると地域型保育給付が支払われる。
- 施設は、保護者に支払われる地域型保育給付を法定代理受領する。
- 保護者は、施設に利用者負担額を支払う。(保育所は市町村で徴収)



ウ 児童手当

現行の児童手当法に基づくもの

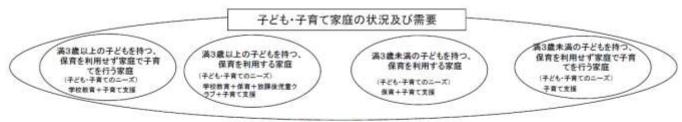
②地域子ども・子育て支援事業

地域の子ども・子育て家庭等を対象とする事業で、次の事業(法定13事業)の中から、市町村が地域の実情に応じて実施する。

- ①【新規】利用者支援(子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等)
- ②地域子育て支援拠点事業(公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施)
- ③妊婦健康診査(妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業)
- ④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業(養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業)
- ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業)
- ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業)
- ⑧一時預かり事業(家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業)
- ⑨時間外保育事業(延長保育・休日保育)
- ⑩病児保育事業(病後児保育。保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・ 保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業)
- ①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に 適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業)
- ②【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用 等の全部又は一部を助成する事業)
- ③【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(4)子ども・子育て支援事業計画の全体像

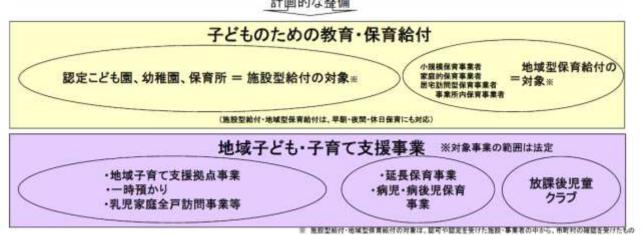
子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画の全体像は次 のとおり。



需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備



【市町村子ども・子育て支援事業計画 記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

	● 区域の設定(第2項第1号)
	● 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼
	児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1
心石司书声语	号)
必須記載事項	● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・
	子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第2号)
	● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関す
	る体制の確保の内容(第2項第3号)
	● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確
	保(第3項第1号)
任意記載事項	● 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う
<u> </u>	施策との連携(第3項第2号)
	● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇
	用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)

6 計画書構成イメージ

●次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を連動させた計画とする

第 1 編 次世代育成の総合支援計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間
- 2 計画の策定体制
- 3 市の子どもと子育て家庭の概況
- 4 次世代計画の評価、子育て・子育ちの主要課題
- 5 子どもの将来推計

★計画について概要を記載

- ★「子どもと子育て家庭の概況」 を記載
- ★次世代育成支援地域行動計画 における<u>目標事業量の実施状</u> <u>況</u>と、基本目標ごとの<u>施策の達</u> 成度評価の結果を記載

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本目標
- 3 施策の体系
- 4 重点プロジェクト(5年間で重点的に取り組む事項)

★特に重点的に取り組む事業について、重点プロジェクトとして 位置づけ記載

第3章 目標実現のための施策及び成果指標

- 目標1 子どもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり
- 目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり
- 目標3 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進
- 目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

★子どもの最善の利益を出発点に 5つの要素の総合的な支援を、 子どもの育ちの支援(1、2)、 子育ての支援(3、4)、 スラキ・スラスを表するといばづ

<u>子育ち・子育てを支える地域づ</u> くり(5)の目標に組み替え

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進主体と連携の強化
- 2 PDCAマネジメントの仕組み(評価体制等)

★<u>推進体制の概念図と各主体の役</u> 割を記載

★計画の進行管理は、子ども・子 育て会議等による目標値の<u>毎年</u> 度の点検・評価について記載

第2編 子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画策定にあたって

- 1 子ども・子育て支援事業計画の概要
- 2 子育て支援事業にかかる現状と課題

第2章 サービス見込み量と確保の方策

- 1 教育・保育提供体制の確保の内容および実施時期
- 2 地域子ども・子育て支援事業提供体制の確保の内容 および実施時期
- 3 その他事業の数値目標

- ★「子ども・子育て支援事業計画」 の趣旨や計画期間等
- ★「教育・保育サービス」「地域子 育て支援事業」の実施状況等
- ★教育・保育提供体制について、 区域の設定や区域ごとの事業量 を設定し、事業量設定の考え方 等も併せて記載
- ★その他事業の数値目標の一覧を 記載